

皆さん、こんにちは。新生・市民クラブの大塚正俊です。通告しております 4 点について、質問していきたいと思えます。

1、持続可能な財政運営

政府が閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」及び「中期財政計画」においては、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成 25 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する方針となっているものの、1.5 兆円の歳出特別枠等の見直しなどの懸念材料があります。

また、平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率引き上げにより、地方消費税交付金が増額となる一方で、基準財政収入額の増に伴う地方交付税の減額、歳出では、物件費、維持補修費、普通建設事業費等の増額が見込まれるなど、歳入・歳出全般にわたる影響が見込まれます。

さらに、平成 26 年度の地方財政計画が示されていない状況にあることから、地方財政を取り巻く環境は不透明であり、その動向に注視しながら市としても弾力的な対応を行わなければなりません。

一方、中津市の財政状況を鑑みた場合、財政健全化判断比率は行財政改革等に取り組んできた成果として現時点においては健全性を保っているものの、財政の硬直化を示す経常収支比率は、目安の 75% に対して、90% を超えています。

さらに、平成 26 年度をもって合併の財政支援措置である普通交付税合併算定替期間が終了し、その後 5 年間は激変緩和措置により漸減され、その削減額は平成 25 年度の普通交付税額 109 億 394 2 万円に対して、24 億 814 4 万円（22.7%）の減額となります。

歳出面においては、職員の退職者の増、少子高齢化の進展による社会保障経費の増大など、義務的経費を中心とする経費負担の増大により、今後も厳しい財政運営が続くと見込まれます。

①平成 26 年度当初予算編成方針と重点施策

このような状況の中で、平成 26 年度予算編成にあたり、仕上げの 3 期目 3 年目として、市長としてどのような方針を示したのか、お聞きしたいと思います。

以下の質問は、質問席の方で行わせていただきたいと思います。

（総務部長答弁）

現在、政府は『日本再興戦略』の実行を加速化し、強化に向けた取り組みを行っています。そうした中、本市の平成 26 年度当初予算編成に当たっては、職員全員が現下の厳しい財政環境及び財政状態を十分に認識した上で、事業の必要性や効果、将来の影響を見据え、無駄がなく実効性の高い施策を選択することで、さらに予算配分の重点化・効率化を図る中で、「第二期 中津市行財政改革 5 ヵ年計画」に基づいた、“足腰の強い”持続可能

な財政基盤の確立を図ると同時に、厳しい財政環境下にあっても、「第4次中津市総合計画」に基づく本市の将来を創造するための中・長期的な取り組みを着実に実施することや、重点施策である「住みよいまちづくり」「地域経済の更なる活性化と産業の振興」「福祉・教育の充実」「環境対策」について本市が直面している諸課題への確に対応する方針を示したところです。

これから、本格的な予算編成作業に入りますが、平成26年度当初予算は『行ってみたい、住んでみたい中津市』をテーマに実効的な予算を編成してまいります。

②一般会計の概算要求額と第2期行財政改革5か年計画の財政推計との整合

平成26年度当初予算要求の各課のヒアリングや予算査定を12月から実施すると思いますが、各課からの一般会計の概算要求額は、

(総務部長答弁)

11月14日に経常的経費、29日に普通建設事業費など政策的経費の要求が提出され先日集計作業が終わったところで、ヒアリングは年末にかけて行いますが、要求額は419億5936万3千円となっています。

第2期行財政改革5か年計画の財政推計の平成26年度歳出額は392億5000万円となっており、要求段階では27億936万3千円の増額となっています。

②-2平成24年度決算と財政推計との整合

平成24年度決算状況を見ると、第2期行財政改革5か年計画の平成24年度の歳入総額の予定では、歳入総額が385億6200万円に対して430億1450万円(44億5250円の増)、臨時財政対策債を除く起債借入額が27億9600万円に対して33億4787万円(5億5187万円の増)、財政調整基金を除く基金の繰入額が7億1100万円に対して8億5081万円(1億3981万円の増)、普通建設事業費が54億円に対して60億9431億円(6億9431万円の増)で、財政推計と比較するとすべて予定額を大幅に上回っている。この計画を上回る歳入、基金の取り崩し、起債の発行、普通建設事業を行った要因と、平成25年度以降で超過分を調整するのかお聞きします。

(総務部長答弁)

まず、歳入については、堅調だった自動車関連産業を中心とした法人税の増や昨年の豪雨被害などによる特別交付税の増などにより一般財源総額が約13億円の増となり、また、推計ではみていない繰越金約9億円、その他、普通建設事業の増などに伴う国県支出金、起債発行額の増などにより、大幅な増額となっています。続いて、財政調整基金を除く基金繰入金については、平成24年度に公的資金補償金免除の繰上償還1億1120万円に合わせ減債基金を1億円多く取り崩したことが主要因です。次に、普通建設事業費及び起債発行額については、3月補正の国の緊急経済対策分として前倒しした大貞総合運動公園の土地購入費約8億円が主要因として挙げられます。

また、今年度以降で増加分を調整するのかということですが、昨年の豪雨災害による予算が繰越明許額と当初予算額を合わせ約28億4422万円、今年3月補正の緊急経済対策等の繰越明許額約19億1024万円などがあり、平成25年度決算では歳出予算規模として現在の財政推計額393億5000万円を上回ると見込まれています。

ただし、第2期行財政改革5ヵ年計画が終了するH28年度末には目標とする約20億円程度の財政調整基金を確保できるようコントロールしていきます。

②-3 平成26年度予算と財政推計との整合

第2期行財政改革5ヵ年計画の平成26年度の歳入総額の予定では、歳入総額が390億円、臨時財政対策債を除く起債借入額が36億円、財政調整基金を除く基金の繰入額が1億3000万円、普通建設事業費が65億円という状況になっているが、平成26年度予算と財政推計との整合をどのようにとっていくのか。

(総務部長答弁)

予算編成にあつて、第2期行財政改革5ヵ年計画との整合性についてですが、計画そのものは決算ベースのため、予算上では枠をオーバーする場合があるなど単純に比較できるものではありませんが、予算編成にあたりましては、計画との差額を比較するなど常に編成過程の基本において取り組んできています。

平成26年度当初予算編成にあたりまして、第2期行財政改革5ヵ年計画を基本としつつ、第四次中津市総合計画に基づく、中長期的な視点、すなわち中期実施計画に掲げられた事業や各部局から提出された要求内容について、重点施策など事業の選択と集中に努め全体を見ながら弾力的に対応していきたいと考えます。

③消費税引き上げに伴う財政への影響

消費税引き上げによる平成26年度予算の歳入、歳出への影響は、

(総務部長答弁)

歳入側では施設使用料など公共料金の収入増とともに地方消費税交付金などの増などが見込まれ、また、歳出側では、物件費や投資的経費などで支出増が見込まれています。

一方で、国においては、消費増税に合わせ、経済再生に合わせた歳出特別枠等の措置の在り方、税制抜本改革法に基づく地方法人課税の見直しなど、今後の地方財政に関する重要なテーマが今まさに議論されているところであり、予断を許さない状況であることから、去る11月22日に、中津市長名をもって①償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持 ②車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保 ③ゴルフ場利用税の現行制度の堅持 ④地方交付税総額の確保の4項目にわたる都市税財政に関する要望書を県選出国會議員に提出したところです。

④新市建設計画の見直し

東日本大震災の関係で合併特例債の発行期限が平成26年度末から平成31年度末まで5年間延長されましたが、12月補正後の発行可能額と新市建設計画の見直しの時期及び見直し方針について伺います。

(総務部長答弁)

合併特例債の12月補正後の発行可能額は78億890万円です。また、新市建設計画の見直し時期ですが、現在修正案を作成中であり、県との調整を経て、3月議会で議会承認を頂けるよう取り組んでまいります。その際、期間の延長と共に主要事業について、合併特例債有効活用の観点から、一部限定的な表現のものは包括的な表現に変えていきたいと考えています。

⑤第2期行財政改革5か年計画の財政推計の見直し

平成24年3月の第2期行財政改革5か年計画策定後に、昨年の豪雨災害の災害復旧、合併特例債の5年延長、消費税引き上げ、学校のトイレ改修、エアコン設置等の財政推計に大きく影響する要因が生じたが、財政推計の見直しの時期と見直し方針は。

(総務部長答弁)

財政推計そのものについては、国の制度変更や情勢の変化に応じ、今年度中に見直しを行いたいと考えています。

⑥国の5.5兆円規模の経済対策への対応

国は、12月中に5.5兆円規模の経済対策を取りまとめ15か月予算とする方針を決定しています、経済対策の内容及び市としての対応は。

(総務部長答弁)

12月中には大型補正の内容が明らかになると思われます。今後予定されている事業で、前倒し出来るものは積極的に対応する予定です。

(まとめ)

市の財政状況の指標である、財政健全化判断比率は行財政改革等に取り組んできた成果として現時点においては健全性を保っているものの、財政の硬直化を示す経常収支比率は90%を超えています。

地方交付税の算出方法の見直しや基準財政需要額の1.5兆円の歳出特別枠の見直し等、今後の地方財政に関する重要なテーマが今まさに議論されている中で、持続可能な財政運営に向けた行財政計画の見直しを行い、『行ってみたい、住んでみたい中津市』の実現に向けた実効的な予算の編成を強く求めて次の質問に移ります。

2、中津市産材のブランド化

日本の国土は、3分の2が森林に覆われ、木材資源が豊富でありながら、同時に世界有数の木材輸入国でもあります。

日本の森林の約4割は人工林であり、植林され育てられてきた樹木は、既に木材として使用可能な樹齢に達してきています。このように木材は豊富にあるものの、山間部は過疎化・高齢化の問題を抱える地域が多く、林業の活性化が課題となっています。

林野庁の方針では「政策目標」として「木材自給率50%を目指し、地域材の共有体制の構築や、公共建築物をはじめとした各分野での地産材の利用拡大の取り組みを支援する」とし、ここ5年で公共建築物の木造率は現状の8.3%から3倍の24%まで引き上げる政策目標を掲げています。

浜松市では既に、FSC国際認証林制度（FSCとは、木材を生産する森林、そしてその森林から切り出された木材を使って生産・加工を行なっているかどうかを認証する国際機関の一つです。）を市が率先して導入し、天竜木材としてのブランド化にいち早く取り組み、成果を挙げております。また、全国的にも県独自の認証材制度の確立やSGEC（エスジャック；一般社団法人 緑の循環認証会議）森林認証の取得によるブランド化により、製品の信頼性向上と差別化を図る取り組みが進められています。

中津市では、木材の需要拡大と地域経済対策として「中津市産材」を利用して木造専用住宅を建築する場合に、中津市産材の購入経費の一部を補助する制度を平成21年～23年度に実施し、平成25年4月1日より「中津市産材利用住宅促進事業補助金」として再開いたしました。

しかし、補助条件として「原木が中津市内で生産され、かつ市内で製材された木材」という産地条件があるものの、市産材の品質基準が補助要件にありません。

①中津市産材の特長及び品質基準

そこで、中津市産材の特長と品質基準を補助条件に入れなかった理由について伺います。

（農林水産部長答弁）

中津市のスギは、日田地方の代表的なスギの品種でもある、ヤブクグリが多くを占めています。このヤブクグリは、製材すると木肌が美しいピンク色で、たわみやすく折れにくいのが特徴です。

品質基準を補助条件に入れなかった理由についてですが、中津市産材の普及を図るため、まずは、市産材を広く利用していただくことを優先したため、建築構造材から羽柄材（はがらざい）まで基準等設けず全てを対象としたものです。

②公共建築物に使用する製材の規格

中津市では、「公共建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」を策定し、公共建築物等における地域材の利用促進を進めていますが、木造の公共建築物等の設計指針である「木造計画・設計基準」における製材の規格と、その規格に含水率基準が規定されているのはどんな理由か。

(農林水産部長答弁)

国が定めた公共建築物等の「木造計画・設計基準」における製材の規格につきましては、原則として日本農林規格、いわゆるJAS規格に適合するものを使用することとなっています。このJAS規格は、材面の品質・寸法・保存処理・含水率等について規定しています。

含水率基準がある理由ですが、木材は、乾燥すると寸法が小さくなります。特に含水率が30%近くで急に大きく収縮し、割れやそりが発生しますので、事前に低い含水率まで乾燥しておく必要があります。また、木材は一般的に含水率が低くなるほど強度が増します。

以上の理由から含水率基準が定められているものと認識しています。

③市産材のブランド化

国産材の需要が伸びないのは、安価な生木の製材が広く流通しているためとも言われています。

一般的に、乾燥していない含水率25%以上の木材を使って家を建てると、次のようなことが起こる可能性があると言われてしています。

- (1) 木材の収縮に伴い、割れや狂い、すき間、継ぎ目の段差などが起こる。
- (2) カビや変色菌、シロアリに犯される可能性がある。
- (3) 木材の強度性能に悪影響を及ぼし、木材が収縮することで、釘や木ネジ、ボルトの保持力が低下、予め計算されていた強度を保てなくなる。
- (4) 接着力や塗装性、加工性に悪影響を及ぼす。

そこで、FSC国際認証林制度やSGEC(エスジャック)森林認証の取得支援、市独自の認証材制度の確立によるブランド化を推進し、製品の信頼性向上と差別化を図る取り組みを進め、中津市の林業活性化を図るべきと考えるが如何か。

(農林水産部長答弁)

建築用木材は、収縮による割れ等を防ぎ強度を増すため、主要構造材等について乾燥を行います。乾燥は、従来から自然乾燥が最適であるとされていますが、自然乾燥には1年以上の期間を要することから、現在の一般的な建築工期では採用が難しくなっています。

従いまして、人工的に乾燥を行う分けですが、人工乾燥は、短期間で乾燥することができますが、その反面、木の持つ香りや色合い等の特性が損なわれる可能性があります。

こういった木の特性を損なわずに、自然乾燥と人工乾燥を組み合わせ、短期間で乾燥する方法を大分県が開発しております。それが、「大分方式乾燥材」と言われるものです。

この方式で行うと、3か月から半年の期間で自然乾燥と同等の状態の木材に仕上げることが出来るようになってはいますが、現在、中津市内に於いて、同じ状態で、さらに期間を短縮する技術の開発が進んでいます。

今後、こういった乾燥方式を取り入れた、また、市独自の認証制度の確立と併せて、市産材のブランド化に向け、関係者のご意見を伺いながら、調査・研究に努めて参りたいと考えています。

④市産材利用住宅促進事業補助金の補助要件の追加

マイホームは一生の買い物とも言われます。せっかく手に入れたマイホームの性能に著しく問題があったり、生活に支障を来す重大な欠陥があったりしては大変です。そうした住宅に関するトラブルを未然に防ぎ、そして万が一のトラブルの際も紛争を速やかに処理できるよう、平成11年に制定されたのが「住宅の品質確保の促進等に関する法律」です。

この法律では、新築住宅の取得契約には、基本構造部分（柱や梁など住宅の構造耐力上主要な部分等を示す。）について10年間の瑕疵担保責任が義務づけられています。

そこで、柱や梁など住宅の構造耐力上主要な部分に使用する製材については、市の補助金の補助要件に含水率の品質基準を導入すべきと考えるが如何か。

（農林水産部長答弁）

現行の制度は、市産材を広く普及する趣旨から、含水率の基準まで設けておりませんが、良質で状態の良い市産材を普及するという観点から、主要構造材に限定して含水率の基準を設けることも必要かと考えておりますので、関係者の意見もお聞きしながら検討したいと考えております。

（まとめ）中津市森林整備計画書では、「需用者のニーズに即した品質及び性能の明確な木材製品を大量、安定的かつ低コストに供給し得る体制の整備、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の利用の普及について、関係者一体となって努める。」と明記されており、計画書に基づいた市産材の利用促進の施策を展開するよう強く求めて、次の質問に入ります。

3、市が所有する美術品の管理及び活用

本年10月3日から7日、中津南高創立の120周年記念事業で「同窓生の絵画・美術品展」が開催され、南高に保管されている絵画やトキのはく製等が展示されていました。これらは当然県教育委員会の管理する財産であります。市役所や学校、図書館、美術館等には、寄贈された絵画を含めた美術品が数百点以上あるのではと推測されます。

しかし、平成24年度決算の財産に関する調書50万円以上の物品には、美術品として、絵画21、その他絵画1、掛け軸2、ブロンズ像4、花器1、計29点となっています。

これらの美術品は、当然市の財産で、地方財政法第8条により「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と規定されています。

このことから、美術品の管理が適正になされているか、有効かつ適正に活用されているかなどの観点から質問をさせていただきます。

①備品台帳に登録する美術品の範囲と台帳整理の現状

市の備品台帳に登録する美術品の基準と、市・教育委員会が管理する本庁舎、支所、美術館、各小中学校の備品台帳に登録した美術品の数について、お聞きします。

(会計管理者答弁)

まず、備品台帳に登録する美術品とは、取得価格が1万円以上のもので中津市物品会計規則の備品分類基準表に従いまして、書画、彫刻、工芸品に該当するものとなります。

書画とは絵画、書、版画などです。彫刻とは、ブロンズ像、石こう像などです。また、工芸品とは、陶磁器、漆器、花器などです。

備品については基本的に備品台帳システムに登録し管理されていますが、平成24年度決算時点で、市が保有する美術品として備品台帳システムに登録されている件数は、全体で139件あり、すべて現存しています。

このほかに、備品台帳システムに未登録の美術品がありますが、正式に価格評価していないため備品台帳システムに登録していません

②美術品に対する行政監査

そこで、監査委員にお聞きしますが、備品台帳及び収蔵目録等に登録された美術品の現品確認の監査の実態について伺います。

(監査委員答弁)

監査委員と致しましては、地方自治法第199条の職務権限に基づき、各課に対して定期監査を行っております。その中で、備品台帳に記載された美術品の現品を確認しており、すべての現品は確認できているところでございます。

③備品台帳の整理の方向性

備品に登録されていない美術品があるということですが、美術品は、中津市物品会計規則に基づき、価格不明のものは、時価を標準とした見積価格の算出方法の標準化により備品台帳に整理すべきと考えます。そこで、今後の備品台帳整理の進め方について伺います。

(会計管理者答弁)

備品台帳の整理につきましては、登録状況について毎年調査を実施し、登録漏れ等がないように適正な台帳整備に努めていきたいと思っております。

また、寄贈された美術品で価格が不明なものにつきましては、今後、専門家等による価格評価を含め、より適正な管理に努めてまいります。

④美術品の適正な保管と有効活用

美術品は、市の財産であり、品質劣化防止のための適正な展示、保管をすべきと考えるが、全庁的な調査を実施すべきと考えるが如何か。また、展示・公開されずに倉庫に入って保存されている美術品は、市民に鑑賞の機会を提供すべきと考えるが如何か。

(総務部長答弁)

本庁舎内及び支所庁舎内で管理する美術品につきましては、殆ど庁舎内に展示していますが、一部は倉庫などで保管しています。

美術品の管理と活用については、それぞれの担当課で対応している現状ですが、全庁的な課題になります。現在ある収蔵庫の保管能力、それ以外で管理する場合の保管場所や保管量、保管方法また、展示する場合の対応など今後、関係部署と協議、検討し、適切な保管と有効活用を図りたいと考えています。

(教育次長答弁)

図書館で管理している美術資料については、温度管理された収蔵庫で適正に保管しています。また、収蔵庫で保管している美術資料については、木村記念美術館で定期的に展示替えを行いながら公開をしているほか、企画の内容によっては図書館で開催する企画展や「アートスペース中津」に出品するなどして、多くの方にご覧いただけるように努めています。

また、その他の学校を含む教育委員会所管施設で管理している美術資料については、保管方法や展示方法について、今後、関係部署と協議の上、適切な保管と有効活用を図りたいと考えております。

⑤美術品の保険付保の現状と課題

美術品は、火災や盗難など、不測の事態に備えて保険に加入すべきと考えますが、予算の制約もあるため、どの範囲で加入を行っていくのか等を検討する必要があります。

そこで、本庁舎、支所、美術館、小中学校の美術品の保険加入の現状と保険加入の見直し方針について伺います。

(総務部長答弁)

現在、庁舎内で管理している美術品のうち絵画1点と、収蔵庫に保管している美術資料や美術館で展示している美術品の一部は保険に加入していますが、すべての美術品が保険に加入しているわけではありません。

保険に加入するとなれば、美術品を鑑定し評価額を算出しなければなりません。鑑定方法や付加の基準はなく、それぞれ担当課の判断で行なわれているのが実情でございます。

保険付加の問題につきましては、すべての美術品に対して考える必要があります。また、予算上の問題もありますので、今後、関係部署と協議、検討したいと思っております。

(まとめ) 市が購入あるいは寄贈された美術品は、市民の教育、学術及び文化の向上のために重要な役割を担っています。これらの美術品は市民の貴重な財産であり、適正に管理されるとともに可能な限り有効に展示し、市民に鑑賞の機会を提供することを求めて、次の質問に入ります。

4、城下町の旧町名の復活

一昨年9月議会の一般質問で、旧城下町エリアの旧町名の復活を行う方針が出されました。昨年9月議会では法務局との協議を今後進め、旧町名復活の対象地域及び使用する旧町名を確定させた後、対象地区の自治委員さんへ、旧町名の復活に関する意向調査を実施したいというふうに答弁が行われました。

現在、城下町の風情を持ったまちづくりを進めている南部校区、北部校区の一部には、中津市1番地から2648番地という住居表示がなされ、62の通称名が使われております。通称名は、慶長12年、1607年、中津藩の細川忠興公が城下の整備を行うために出した町割令によって生まれたというふうに言われています。

この旧町名の復活は、その土地の歴史を刻み、人々の営みや情景を映すかけがえのない貴重な歴史的文化的文化資産として、後世に継承する必要があります。

①昨年9月以降の進捗状況

そこで、昨年9月以降の進捗状況について伺います。

(総務部長答弁)

これまでに実現するための調査、検討、協議を行ってきました。具体的な調査事項は、「字図をもとに対象地区の特定」「土地所在地に使われている字名と現在使われている町名に違いはないのか」「現在の自治区名と字名に違いはないのか」「諸町、豊後街道の2地区にある『景観まちづくり協議会』での意見聴取」です。

検討した事項は、「旧町名を住所として使用する法的手続き」についてですが、地方自治法、住居表示に関する法律のどちらを根拠とすべきなのかを検討の結果「地方自治法第260条」の規定に基づく「町の新設」による手続きが今回の場合最適であると考えています。

また、法的、手続きに関する「市民課等の関係課協議」「法務局協議」を行っているところです。

②旧町名の復活に向けた今後のスケジュール

あまり前に進んでいないようですが、旧町名の復活に向けた今後のスケジュールについて伺います。

(総務部長答弁)

現在、法務局へ技術的な問題点の有無について問合せ中です。法務局から「特に問題ない」との回答があれば、庁内の関係課と再協議します。特に、市民課は、土地登記簿の「土地の所在」が旧町名に変更されますと住民票だけでなく、戸籍の本籍地も旧町名に変更する必要が生じるため、対象地区内に本籍があり現在地区外に居住している方に対しても事前、事後のお知らせ、各種問合せへの対応、変更後も長期に亘るフォロー等が必要となるため、こうした事業量増に対する対策を含めた協議を行う予定です。

今年度中には、このような事務的課題に見通しをつけ、関係する自治委員の方々へ事業内容の説明等を行うことを予定しています。この説明を通じて一括で町名復活を行うのか、申請があった地区ごとに順次行うのかを決定したいと考えています。

③旧町名復活の推進に関する条例の制定

先般会派の視察で金沢市に行き、町名復活の具体的な手法、手続き等について調査して来ました。

金沢市では、旧町名復活の推進に関する条例を制定して、旧町名の復活を進めてきており、現在11の町名が復活しています。

町名の変更については、歴史的文化資産の継承の意義、住民相互の連帯意識の醸成、まちづくりの活性化策、旧町名復活の要件、町内からの申し出等の手続き方法、財政的支援、第三者機関の意見聴取等の定めが必要であり、また、地方自治法第260条第1項の規定に基づく議会の議決が必要であること等を鑑み、金沢市の例により条例を設置すべきと考えるが如何か。

(総務部長答弁)

金沢市では住居表示を導入したことにより、江戸期からの町名が変わり、町の境も変わった現状をコミュニティ再生のために元の状態に戻そうとして、条例を制定し事業推進を図ってきたと思われまます。

一方、中津市では、祇園祭等の伝統行事の継承もあり、現在も自治区名あるいは、通称名として江戸期から明治の初期に使われた町名が当たり前のように使用されています。また、一部の例外もありますが、自治区での活動は旧町ごとに現在も行われており、金沢市とは前提条件が違うため、条例の制定は必要ないと考えています。

しかし、旧町名の復活を申請地区から順次実施する方法に決定した場合は、申請手続き等を定めた要綱を制定する必要はあると考えています。

(まとめ) 地名は、その地域の文化遺産であり、歴史遺産です。地名が持つかけがえのない価値に注目をして、これを復活、定着させていくことで、過去から未来までを貫くまちづくりが展開できるものというふうに考えております。

町名の復活には大変な事務量が必要となりますけれども、スピード感を持って、昨年9月にも言いましたが、来年のこの時期には、どこかの地区で旧町名が復活したと、そういうニュースを聞きたいというふうに思っております。